実践に活きる 働き方改革講座

講師 日本パートナー社会保険労務士法人 東京事務所所長 篠澤 勇樹 資料作成

日本パートナー社会保険労務士法人

篠澤 勇樹 松尾 遥



目次

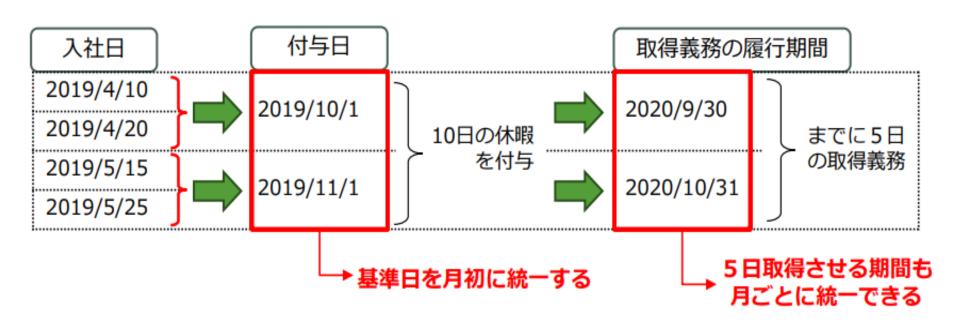
- 1. 働き方改革関連 法改正
 - ①時間外労働の上限規制
 - ②年次有給休暇の取得義務化
 - ③月60時間超 残業代賃金引上げ
- 2. ハラスメント対策
 - パワーハラスメントについて
 - •訴訟事例

働き方改革関連 法改正② 年次有給休暇の取得義務化2

〈年次有給休暇 管理対策〉

同じ月に入社した人の基準日を月初などに統一することにより、統一的な管理が可能。

(例)年次有給休暇の付与日を基準日が到来する月の初日に統一した場合



働き方改革関連 法改正③ 月60時間超 残業代賃金引上げ1

中小企業は2023年4月から、月60時間を超える残業は割増賃金率が上がります。

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%



(改正後) 2023年4月1日施行

月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50%

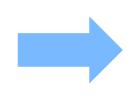
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間) を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

労務訴訟事例と対策

<事例1>

青果物の仲卸業を営むY社の総務部のAさんに対し、職場の先輩従業員2人が長期間にわたり、いじめ・パワーハラスメントを繰り返した、また、Y社が上記の状態を放置した上、十分な引継ぎをすることなくAに過重な業務を担当させた。その結果、Aはうつ状態になり、自殺をするに至ったとして、Aの父母らがY社に対し、債務不履行(安全配慮義務違反)に基づいた損害賠償金の支払いを求めた事案。



会社は約5600万円、 先輩従業員は1人が約50万円、 1人が約100万円の 損害賠償金支払い命令

会社方針の明確化や 就業規則に服務規律・懲戒規定の整備を

ご清聴ありがとうございました

本日は、お忙しい中セミナーのご清聴ありがとうございました。 年々厳しくなる労務関連の法律や、メンタルヘルス問題増加などの 社会情勢の変化など、企業が抱える課題、問題は増える一方です。 今回の内容は、その中のほんの一部です。今後の労務環境の整備等で 少しでもお力になれれば幸いです。

ご相談、ご不明点等御座いましたら何なりとお申し付けください。

【連絡先】

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-3 新お茶の水ビルディン **グ**17F

日本パートナー社会保険労務士法人 篠澤 勇樹

TEL 03-3293-4481

FAX 03-3293-7944

